昭和戦前期の少年教護院における保姆の役割

静岡英和学院大学 佐々木光郎(2020)

[キーワード] 家族舎生活、保母の専門性、役割の二面性

1.研究目的

本発表は、少年教護法が施行された 1934 年前後から、戦時厚生事業の時期にかけて少年教護院の保姆(以下、「保母」と記す。)が、どのような役割を担ったかを実証的に明らかにするのを目的とする。

2.研究の視点および方法

少年教護法の施行直後は「教護理念の追及期」であったが、1938 年に厚生省ができたころから、不良の子どもを「鍛錬」し「充分お国のために役立つ人」をつくる、すなわち、戦争遂行のための「人的資源供給」の事業へと変容した。戦時厚生事業下ではこのようにしないと持続できなかったともいえる。保母の職務もこのような時代背景を直接的に受けた。これを歴史的な「制限性」ということができる。しかしながら、保母が入居した子どもたちの家族舎生活を支えた権能には変わらぬものがあった。これを「普遍性」と呼ぶ。本テーマでは、保母が持ったこの二面性を抜きにしては語られない。

戦前の先行論文として、1940 年 1 月、日本少年教護協会が『児童保護』(第 10 巻第 1 巻)で、「保母の任務」を特集したものがある。近藤基平「少年教護院に於ける保母の任務」(文献 1)、山内一郎「保母任務の重要性」(文献 2)、富士居カオリ「少年教護院保母を勤めて得たる体験の一旦」(文献 3)、白水シズエ「家族舎に於ける保母の任務と活動」(文献 4)である。戦後では、各教護院(児童自立支援施設)等が発刊した「七十年史」「百年史」等の記念誌で、保母による回顧録等が紹介されている。

これら先行論文・史料を踏まえ検討する。研究の視点は 4 点である。(1)保母の制度上の配置と実態の概要をつかむ。(2)家族舎における教諭との関係を把握する。(3)不良の子どもの保母たるに求められた資質(専門性)や、職務の内容について明らかにする。(4)少年教護実践は変容し「皇国ノ道」(1941)に則って軍事色を強めたが、このときに保母が担った役割を検討する。

研究の方法は、この時期に各少年教護院が発行した『要覧』や業務日誌などの史料を発掘し検討した。 さらに『児童保護』、全国教護協会編『教護事業六十年』などの基礎的な文献を参考、引用した。

3.倫理的配慮

原資料のなかに、今日では「差別用語」と言えるものを含む場合、史料的意義のあるときは注解をつけて掲載した。子どもの事例等は実際のイニシアルを用いず、内容も本質を失わない範囲で加工した。

4. 研究結果

(1)保母の制度と実態(全国)

少年教護実践では、「母の心、保母の愛護」は必要とされたから、少年教護法施行令では、院長のほか「教諭、保母、書記、院医」を置くとした(第1条)。ところが、道府県立少年教護院職員令では、保母は「院ノ状況ニ依リ之ヲ置カザルコトヲ得」(第1条)とした。制度上の配置が問題となった。

1 つは公的には保母制度をとらず、教諭等の配偶者を「助手」「保母心得」等として発令し、実質的に保母の職務を行わせた。菊池俊諦(1940年度調査)(文献 5)によると、国立を含め 23 少年教護院を数えた。2 つは、道府県が制度上の保母が必要であると判断して、独自に「県令」「県部長依命通牒」等をもって保母を置いた。なお、少年教護法によらない武田塾、成田学園等の施設もすべて保母を置いた。

先の菊池の報告によると、全国の公立少年教護院の職員は、嘱託・雇い等を除くと、男子 244 名、女子 152 名であった。女子のほとんどは保母で、その年齢構成は「60 代 5 名、50 代 21 名、40 代 36 名、30 代 60 名、20 代 26 名、計 148 名」(注:152 名ではない)であり、学歴は「師範学校卒 19、高等女学校

卒 47、実科女学校卒其他 39(内中退 1)、女子専門学校 2 看護婦、産婆学校又は受験 17、小学校卒 28(内不明 8)、計 152 名」であった。ところで、保母には、 「夫婦保母」と、 「単独保母」がいた。後者は「未亡人若は未婚者を保母として専任するもの」(原文のまま)であるが、「少数」であった。

(2) 教諭との関係

家族舎生活の「全責任は男子が負ふ」とした(文献 2)。旧家族法では「戸主」の権限は大きく、疑似的な「家」としての家族舎にも持ち込まれ、教諭は「家長」として「一家庭を統率し、其家庭経営の理想目的を定め」た。保母は「之ヲ補佐ス」とされた(誠明学園)。保母自身も「家長」に「順応」し「徹底した悟りの下に従い援ける」のを旨とした(成徳学校)。保母にはいわゆる「良妻賢母」が求められた。戦後、専門職たる「教母」は「教護」とのこの関係をいかに止揚したのかである。

(3)専門性と職務内容

留岡幸助(1933)は、感化教育における「婦人の任務が大切である」と述べた。この時期においても、「寮舎を明るくするものは保母である」といわれた。保母の「大事な要素」は、「健康な体、聡明な頭、清い心、純なる愛、深い信仰、強い信念、正しい常識」である。保母は「下女ではない。炊縫婦でもない。保母でなければ出来難い尊い教護部面の担当者」であるとして「専門性」を追求した(文献 2)。

保母の職務については、教諭と同様に、「在院者ノ教護ヲ掌ル」(道府県立少年教護院職員令第5条)とのみ規定され、内務省(厚生省)ではあえて細かな職務の範囲を明示しなかった。それゆえに、終戦時まで開催された保母研究会や女子職員少年教護研究会では職務をめぐって議論された。これらの協議事項や先行論文・史料等を整理すると、つぎの2つに大別できる。

院長・教諭職務の「補佐」

院長(教諭)が主宰する「朝礼その他の儀式及び諸集会」に参列し、「大国旗を掲揚して敬礼」、「東向宮城遥拝」など、「生徒と共に修養の道」を歩み、子どもたちを「皇恩を感謝」する「天皇の赤子」として育てた(新潟学園)。ほか、訓導等の有資格者は学科の授業を受け持った。

家族舎生活での「日常生活ノ訓練指導」

保母の主たる職務とされた(文献 1,3,4)。ア「保健衛生」に留意し、「食事の献立を適当にし栄養を安価に得しめ」、「体力増進」を図る。イ「衣類の修理補綴洗濯等は率先之を行ふ」ほか、子どもを「指導して之を行はしむ」。ウ「寮舎の掃除清掃整頓等、進んで装飾に意を用い」、「住みよき寮舎」にする。エけがや病気の子どもの看護は、「母として周到懇切」に行う。オ「日用品の給与は適当に之を施し」、その「私有物品は保管して必要に応じ使用」させる。カ院としての「来客の接待」につとめる。キ日常生活の「言語作法等の指導訓練」を行う。「立礼、座礼、建具の開閉、衣類の畳方、箒の使用法、雑巾の拭き方、洗ひ方、御飯の盛り方、食べ方」等である。ク「自習」を監督するなどである。

「体力向上」は命題であったが、食糧切符制度が実施されると「安価にして栄養に富む代用食品並間食」の工夫に悩まされた。「時局下御奉公の為めどんなにすべきか」(1941.11)などが話し合われた。

(4)まとめと課題

この時期の保母の役割には「制限性」と「普遍性」の二面性があることを述べた。前者についてみれば、戦争遂行のための「人的資源供給」の事業へと変容していく過程で、保母もその一端を担った。戦後、保母たちはどのようにこのことを総括したかである。他方、「母たる愛と主婦たるの権能」は、普遍たるものとして、戦後、児童福祉法下の教護院における「with の精神」として継がれた。今後、二面性について更なる実証研究が求められる。さらに、今日の児童自立支援施設における児童生活支援員(女子の制限は撤廃)の職務の原型を、戦前の「保母」にさかのぼって検討していきたいと思料する。